

議案第25号

滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会
条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例を次のと
おり制定する。

平成19年 3 月29日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 設置及び組織（第2条―第5条）
- 第3章 審査会の調査審議の手続（第6条―第13条）
- 第4章 雑則（第14条・第15条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

第2章 設置及び組織

（設置）

第2条 次に掲げる事務を行うため、滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- (1) 滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第○号。以下「情報公開条例」という。）第19条第1項の規定による諮問に応じ、不服申立てについて調査審議すること。
 - (2) 滋賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第○号。以下「個人情報保護条例」という。）第45条第1項の規定による諮問に応じ、不服申立てについて調査審議すること。
 - (3) 個人情報保護条例第7条第2項第9号及び第3項第2号、第12条第2項第8号並びに第13条第1項第2号の規定により実施機関に意見を述べること。
- 2 審査会は、前項各号に掲げる事務を行うほか、情報公開及び個人情報保護に係る制度の運営及び改善に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、学識経験を有する者その他広域連合長が適当と認める者のうちから広域連合長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第3章 審査会の調査審議の手続

(定義)

第6条 この章において「諮問実施機関」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 情報公開条例第19条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関

- (2) 個人情報保護条例第45条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関

- 2 この章において「公文書」とは、情報公開条例第11条第1項に規定する公開決定等に係る公文書（同条例第2条第2項に規定する公文書をいう。）をいう。

- 3 この章において「保有個人情報」とは、個人情報保護条例第23条第1項、第35条第1項又は第43条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（同条例第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、第2条第1項第1号又は第2号に規定する調査審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に

口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第9条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第7条第

1項の規定により提示された公文書又は保有個人情報を開覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第8条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の開覧)

第11条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の開覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その開覧又は写しの交付を拒むことができない。

- 2 審査会は、前項の規定による開覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第12条 審査会の行う第2条第1項第1号又は第2号に規定する調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第13条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第4章 雑則

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。